

令和4年度定期監査（第1回財務等監査）の結果に関する措置等について

（令和4年12月22日現在）

- 1 監査の期間 令和4年8月3日から同年10月5日まで
- 2 監査対象年度 令和4年度事務（令和4年6月30日現在）。ただし、補助金の交付事務及び委託等の契約事務については、令和3年度事務を含む。

3 指摘に対する措置

指摘の概要	担当局部課	措置内容又は措置方針等	措置分類
<p>(1) 鹿児島市会計規則第39条によると、現年度の調定に係る歳入金について当該年度の出納閉鎖期日までに収納済とならなかったものがあるときは、翌年度の調定額に繰り越さなければならない、また、繰越しをした調定額で翌年度末までに収納済とならないものは、翌年度末において翌々年度の調定額に繰り越すものとされている。</p> <p>しかしながら、担当課は、都市計画税等の滞納繰越分の調定事務において、令和2年度以前の未収分及び令和3年度の未収分について、令和4年2月末時点での見込額をもって一括して4月1日に調定を行っている。</p>	総務局 税務部 納税課	<p>令和2年度以前分については、令和4年3月31日時点の収入未済額を令和4年度滞納繰越分の調定額とする修正を4月1日付で行った。</p> <p>令和3年度分についても、5月31日時点の収入未済額を反映した調定額に6月1日付で修正した。</p> <p>また、今後の調定事務を適切に行うため、業務マニュアルの見直しを行った。</p> <p>（通知受理日：令和4年12月2日）</p>	措置済
<p>(2) 鹿児島市会計規則第32条第8項の規定により準用される同規則第26条第1項の規定によると、主管課長が現金領収帳を収入事務受託者に交付するときは現金領収帳受払整理簿によらなければならないとされている。また、交付された現金領収帳の表紙には科目名、収入事務受託者の住所及び氏名並びに主管課長の交付年月日を記載するとともに、使用印欄に収入事務受託者印及び取扱者の使用印を押印することとなっている。</p> <p>しかしながら、現金領収</p>	産業局 産業振興部 産業創出課	<p>現金領収帳受払整理簿に記載に誤りがあったことについては、主管課が使用する現金領収帳及び収入事務受託者に交付する現金領収帳の両方を、同じ現金領収帳受払整理簿に記載していたことが主な原因である。このため、令和4年8月29日に、主管課が使用する現金領収帳1冊と、収入事務受託者に交付した現金領収帳2冊について、それぞれ別の現金領収帳受払整理簿に記載を行うよう改めた。</p> <p>収入事務受託者へ交付した現金領収帳に、記載等の不備があったものについては、現金領収帳への必要事項の記載の認識が不足していたことが主な原因である。この</p>	措置済

<p>帳受払整理簿に記載誤りがあり、また、交付した現金領収帳に科目名、収入事務受託者の住所及び氏名並びに主管課長の交付日の記載がなく、使用印欄に収入事務受託者印の押印がないものが2冊あった。</p>		<p>ため、令和4年8月29日に、対象の現金領収帳2冊について、必要事項の記載等の不備を改めた。</p> <p>現金領収帳の適正な事務処理を行うため、令和4年10月3日に、課長から所属職員全員及び収入事務受託者に本案件の情報共有と指導を行った。</p> <p>(通知受理日:令和4年12月2日)</p>	
<p>(3) 天まちサロン原状回復等業務委託において、契約書第3条に権利義務の譲渡等の禁止について「受注者は、発注者の書面による承諾を受けずに、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、若しくは担保に供し、又はその履行を委任し、若しくは請け負わせてはならない。」とあるが、受注者は、発注者(市)の書面による承諾を受けず、第三者に原状回復工事を行わせている。</p>	<p>産業局 産業振興部 産業支援課</p>	<p>天まちサロン原状回復等業務委託において、受注者が第三者に原状回復工事を行わせることについては、事前に受注者から口頭による説明を受け承諾していたが、その内容を書面で交わすべき手続きへの認識が不足していたことが主な原因である。</p> <p>このため、令和4年10月5日に、本業務委託の業務報告書にその経緯を記載した。</p> <p>今後は、契約内容の確認を徹底するなど、適正な事務処理を行うよう、令和4年10月12日に、課長から所属職員全員に指導を行った。</p> <p>(通知受理日:令和4年11月28日)</p>	<p>措置済</p>
<p>(4) 鹿児島市農林水産業振興事業補助金等交付要綱第3条に「補助金等の交付を受けることができる者は、申請時において本市の市税に係る徴収金に滞納がないものとする。」とあるが、申請者から補助金の市税納付状況調査同意書を徴取しているものの、市税の納付状況の調査・確認を怠っていたものが1件あった。</p>	<p>産業局 農林水産部 生産流通課</p>	<p>市税の納付状況の調査・確認を怠っていたことについては、補助金の支出にあたり担当者の確認が不十分であったことが主な原因である。令和4年9月7日に市税の納付状況について調査を行い、滞納がないことを確認した。</p> <p>今後は、適正な事務処理を行うよう、予算主管課(農政総務課)の担当職員だけではなく、事業課(生産流通課)の担当職員や各決裁者など複数の職員での確認を徹底するよう、課長から指導した。</p> <p>(通知受理日:令和4年11月29日)</p>	<p>措置済</p>
<p>(5) 鹿児島市会計規則第57条第1項第1号によると、資金前渡の精算は、翌月の7日までに行わなければならないとなっているが、毎月資金の前渡を受けている駐車場使用料について、4月分から6月分までの精算が翌月の7日までになされていない。</p>	<p>建設局 道路部 道路維持課</p>	<p>新年度の事務処理等の繁忙期に資金前渡の精算が後回しになり、4月分から6月分の精算事務について遅れが生じた。</p> <p>今後このような事態が発生しないよう、人事異動時の事務引継ぎの徹底に取り組むとともに会計規則を遵守するよう周知した。</p> <p>(通知受理日:令和4年12月2日)</p>	<p>措置済</p>

<p>(6) 鹿児島市職員の私有車の公務使用に関する要綱第4条第1項によると、私有車の公務使用をするときは、あらかじめ私有車使用伺簿兼私有車運転日誌に自動車検査証及び任意保険証書の写しを添えて申請し、所属長の承認を受けなければならないとなっているが、使用承認を受けずに私有車を公務に使用しているものが1件あった。</p>	<p>建設局 道路部 谷山建設課</p>	<p>今回の指摘事項については、私有車使用伺簿兼私有車運転日誌を作成し所属長の承認を受けなければいけないとの認識が不足していたことが主な原因である。</p> <p>令和4年8月19日に私有車使用伺簿兼私有車運転日誌を作成し、今後は適正な事務処理を行うよう、課長から所属職員全員に指導を行った。</p> <p>(通知受理日:令和4年12月7日)</p>	<p>措置済</p>
--	------------------------------	---	------------